

令和8年度 嬉野市市民活動補償保険 仕様書

この仕様書は、嬉野市市民活動補償制度実施要綱(以下、「要綱」とする。)に基づくものとする。ただし、現要綱を令和8年4月1日までには改正するため、金額については「6. 要綱の改正について」を参照のうえ反映させること。

1. 保険金額

◇賠償責任保険

区 分	保険金額(限度額)			
身体賠償	1人につき	最高	6,000万円	(要綱第6条別表第1)
	1事故につき	最高	3億円	
財物賠償	1事故につき	最高	300万円	(要綱第6条別表第1)
受託物賠償補償	1事故又は同一補償期間につき	最高	300万円	(要綱第6条別表第1)

◇傷害保険

区 分	保険金額(限度額)			
死亡保険金	1人につき	500万円		(要綱第7条別表第2)
後遺障害保険金	1人につき	15万円～500万円 (後遺障害の程度により)		(要綱第7条別表第2)
通院保険金	1人につき	1日 2,000円 (事故の日から180日以内かつ90日限度)		(要綱第7条別表第2)
入院保険金	1人につき	1日 3,000円 (事故の日から180日限度)		
手術保険金	1人につき	1回 3万円～12万円 (手術の内容により)		

2. 保険契約期間

令和8年(2026年)4月1日 午後4時 から 令和9年(2027年)4月1日 午後4時 まで とする。

3. 補償適用地域

日本国内(要綱第1条)

4. 補償適用範囲

傷害事故(災害補償)のうち、日射や熱射による熱中症等、細菌性食中毒(腸管出血性大腸菌感染症を含む)及びウイルス性食中毒も保険の対象とする。(要綱第4条第1項第2号)

死亡保険金については、傷害事故を原因として180日以内に死亡したとき、保険の対象とする。

(要綱第7条関係別表第2)

後遺障害保険金については、傷害事故を直接の原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき、保険の対象とする。(要綱第7条関係別表第2)

5. 保険金申請事務について

該当事故発生後の申請事務が、現行より煩雑とならないこと。また、個人情報の保護が図られる手段を講ずること。

現行の申請事務手続き(傷害保険金請求の場合)

- ①市民団体の代表から市に対し、事故報告書類を提出。
- ②事故報告の内容を精査後、市が市長名の事故報告書・事故証明書の作成。
- ③市が事故報告書・事故証明書を保険代理店へメールで送付
- ④保険会社から市に対し、書類を受領した旨の連絡。 保険会社から個人に対し、直接、請求書類を郵送。
- ⑤個人からの請求書を受け、保険会社から、直接、個人の指定口座あてに保険金を振り込み。

6. 要綱の改正

次のとおり要綱を改正するため、改正内容を考慮したうえで金額を設定すること。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)市民活動 市民団体が行う社会参加活動、市の主催・共催する活動で自主的に無報酬(実費弁償程度のもを含む。)で行う継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接活動をいう。ただしスポーツ活動に関しては、市・行政区・地域コミュニティが主催するものに限り、また政治、宗教、営利を目的とする活動、学校管理下における活動及び職業として行う活動を除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)市民活動 市民団体が行う社会奉仕活動、社会福祉活動、社会参加活動、社会教育活動、社会体育活動、市の主催・共催する活動で自主的に無報酬(実費弁償程度のもを含む。)で行う継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接活動をいう。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動、学校管理下における活動及び職業として行う活動を除く。</p>

◎参考事項

年度	保険料 (契約額)	傷害事故	損害賠償	(うち支払い未了)	補償金 支払い実績
令和2年度	906,790円	7件	0件	0件	359,000円
令和3年度	1,100,750円	5件	1件	0件	705,550円
令和4年度	947,910円	2件	0件	0件	36,000円
令和5年度	896,760円	12件	0件	0件	13,824,000円
令和6年度	1,000,000円	4件	0件	0件	265,000円
令和7年度	1,002,310円	7件	0件	5件	83,000円 (R8.2.24現在)